

アメリカ連邦政府における中等後教育改善基金の思想的基盤 — C.カー, D.モイニハン, F.ニューマンを中心に —

A Study on the Ideological Basis of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education in the U.S. Federal Government — Focusing on Clark Kerr, Daniel Moynihan, and Frank Newman —

吉田 武大*
Takehiro YOSHIDA

抄録

本研究では、アメリカ連邦政府の一組織である中等後教育改善基金の思想的基盤について、その創設に影響を及ぼしたクラーク・カー、ダニエル・モイニハン、フランク・ニューマンの思想を手がかりとしながら、中等後教育改善基金の思想的基盤を明らかにすることを目的としている。検討の結果、次の4点が明らかとなった。第1に、教育プログラムへの財政援助という考え方は、全米科学財団をモデルとしつつ、クラーク・カーによって先駆的に提唱された。第2に、競争的補助金というFIPSEの法制的特質を明確に打ち出したのはフランク・ニューマンであった。第3に、高等教育機関による教育プログラムの内容策定に際し、連邦政府が限定的裁量性を与えるというFIPSEの法制的特質の萌芽が3人の思想にみられた。第4に、連邦政府と州政府との政府間関係についてはほとんど言及されていなかった。

Abstract

The purpose of this investigation is to analyze the ideological basis of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education (FIPSE) in the United States Federal Government, focusing on the idea of Clark Kerr, Daniel Moynihan, and Frank Newman.

Previous studies have examined the formation process of FIPSE. Some of these studies have referred to the idea of the above three people. However, these studies have not considered the ideological basis of FIPSE squarely.

In this research, papers written by Clark Kerr, Daniel Moynihan, and Frank Newman were analyzed. The obtained results are as follows:

(1) The idea of the financial aid to educational program was proposed by Clark Kerr with a pioneer spirit. The model of this idea was the National Science Foundation; (2) The idea of the competitive grant which is one of the legal characteristic of FIPSE was advocated by

* 関西国際大学教育学部

Frank Newman clearly;

(3) The germination of the idea of the restrictive discretion in financial aid to educational program, which is one of the legal characteristics of FIPSE, was similarly seen in the paper of Clark Kerr, Daniel Moynihan, and Frank Newman; and (4) Clark Kerr, Daniel Moynihan, and Frank Newman hardly referred to the intergovernmental relations in providing the grants to educational program.

1. はじめに

本稿の目的は、アメリカ合衆国（以下、アメリカと略記）連邦政府における中等後教育改善基金（Fund for the Improvement of Postsecondary Education 以下、FIPSE と略記）の思想的基盤について、FIPSE の創設に影響を及ぼした人物、具体的には、クラーク・カー（Clark Kerr, 1911-2003）、ダニエル・モイニハン（Daniel Patrick Moynihan, 1927-2003）、そしてフランク・ニューマン（Frank Newman, 1927-2004）の FIPSE に関わる思想の検討を通じて明らかにすることである。

1972年6月、1972年教育改正法（The Act of Education Amendment of 1972）の成立を受けて保健教育福祉省（Department of Health, Education, and Welfare）内に FIPSE が創設された。中等後教育における教育機会の改善という理念の下¹⁾、FIPSE は高等教育機関等が実施する教育プログラムへ補助金を支給する役割を担っており、その支給形態は、従来の支給形態、すなわち個人援助や機関援助とは異なる新しいものであった。創設当初の予算については1972年教育改正法で1000万ドルが計上され、個人援助である奨学事業などに比べると少額なものにすぎなかった。しかし、補助金を獲得しようと、FIPSE スタッフの予想を大きく上回る申請がなされたことから明らかなように²⁾、FIPSE の創設はアメリカ国内の高等教育界に一定のインパクトを及ぼしていたことがうかがえる。

このようなインパクトを与えた FIPSE の法制的特質について、吉田（2011）によれば、第1に、FIPSE は教育プログラムの内容策定について限定的裁量性を付与していたということ、第2に、補助金の配分は競争的な性質を有していること、そして第3に、補助金の配分に際して、州政府が関係していたことが指摘されている³⁾。本稿は、こうした法制的特質を有する FIPSE がどのような思想的基盤を有していたのかを、FIPSE の創設に影響を及ぼした上記の3人の思想を手がかりとしながら明らかにしようとするものである。

クラーク・カーは周知の通り、カリフォルニア大学総長を務め、カーネギー高等教育委員会を通じて数多くの政策提言を行うなど、196、70年代のアメリカ高等教育に大きな影響を与えた人物である。彼の行った提言には全米高等教育開発財団（National Foundation for the Development of Higher Education）の創設も含まれており、それは FIPSE のモデルの1つとなった。

ダニエル・モイニハンはリチャード・ニクソン大統領の顧問を務めた人物である。彼はクラーク・カーの提言した全米高等教育開発財団から示唆を受け、全米高等教育財団（National Foundation for Higher Education）の創設をニクソン大統領に進言し、その創設案が連邦議会に向けたニクソン大統領のメッセージに採り入れられる程の影響力を有していた。ただ、関連法

案が連邦議会に提出されたものの、同法案が成立するには至らなかった。

フランク・ニューマンはスタンフォード大学で大学と社会との連携事業のディレクター (Director of University Relations for Stanford University) を務め、後にロードアイランド大学学長となった人物である。フランク・ニューマンはまた、保健教育福祉省の高等教育に関する特別委員会 (task force) の委員長を務め、クラーク・カーの提言も参照しながら教育プログラムへの財政援助を提言した。その後、フランク・ニューマンの特別委員会にいた人物が保健教育福祉省のメンバーに加わったことで、ダニエル・モイニハンの関連法案を修正した法案が再度連邦議会に提出され、FIPSE が創設されるに至るのである。

このように、FIPSE は主としてクラーク・カー、ダニエル・モイニハン、そしてフランク・ニューマンの思想が絡まり合って成立した制度であるといえる。したがって、これら 3 人が当時の高等教育をいかなるものとして捉え、どのような理念の下で高等教育機関等の策定する教育プログラムに財政援助を行うべきかを構想したのかを検討することは、教育行政による効率的かつ公正な財政配分のありようを考えていく上で意義深い課題となる。

FIPSE の思想に関する先行研究としては、Bunting (1973)⁴⁾、Gladieux と Wolanin (1976)⁵⁾、Finn (1977)⁶⁾、Shefter (1980)⁷⁾、Smith ら (2002)⁸⁾、吉田 (2009)⁹⁾ が挙げられる。これらの研究においては、1970年代当初に FIPSE がどのように創設されていったのかが実証的に明らかにされてきた。また、クラーク・カーやダニエル・モイニハン、フランク・ニューマンの FIPSE に関する提言内容に言及しているものもみられる。しかし、これらの先行研究では、連邦議会や保健教育福祉省という政治的・行政的な舞台において FIPSE がどのように創設されていったのかに焦点が当てられており、クラーク・カー、ダニエル・モイニハン、そしてフランク・ニューマンの FIPSE に関わる思想を正面から取り上げ、体系的に論究しているわけではない。

以上の課題意識と先行研究の状況を踏まえ、本稿では次のような具体的作業課題を設定する。第一に、クラーク・カーがまとめた『大学の効用』と『Quality and Equality』(以下、『質と平等』と表記) を手がかりとして彼の思想を分析し、第二に、ダニエル・モイニハン自身のエッセイとニクソン大統領の連邦議会向けのメッセージを手がかりとして、ダニエル・モイニハンの思想を検討し、第三に、フランク・ニューマンによる『Report on Higher Education』を素材としながら彼の思想を検討する。これらの分析を通じて、FIPSE の法制的特質における 3 人の思想上の位置づけを考察する。

2. クラーク・カーの思想

2.1 『大学の効用』にみる思想の萌芽

クラーク・カーは1911年、ペンシルバニア州に生まれ、1933年にスタンフォード大学で修士号を、そして1939年にカリフォルニア大学バークレー校で経済学の博士号を取得した。その後、同大学に勤務し、1958年にはカリフォルニア大学の総長に就任する。このような経歴を有するクラーク・カーの教育に関する思想の一端は、総長時代の1963年4月23日から25日にかけてハーバード大学で催された講座をもとにして出版された『大学の効用』にみることができる¹⁰⁾。同書において、クラーク・カーは当時の連邦政府と高等教育の関係を、「大学のあらゆる機能のうちで、連邦政府からの援助は主として国家目的に関係する分野の研究と、大学院および博士コースの教育に

高度に集中している」¹¹⁾と捉えていた。そしてこうした偏りをクラーク・カーは「不均衡」であると、今後は「均衡」を「美德」とすべきであると指摘した¹²⁾。例えば、特定の大学から数多くの大学へ、自然科学から社会科学・人文科学へ、大学院教育から学士課程教育へ、同一大学内の特定分野・組織から同一大学内の全体へといったように、クラーク・カーは、特定の機関や分野のみならず、アメリカの高等教育全体に対する均衡のとれた援助をこれからの連邦政府による援助の理想としたのである。

連邦政府と高等教育のあるべき関係をこのように捉えつつも、教育の領域においては、高等教育機関全体を底上げするための援助を連邦政府が行うべきとは構想していなかった。この点についてクラーク・カーは、機会均等と優秀さをいかに両立できるかという観点から、次のような認識を示している。まず、当時の高等教育においては、学生数が急激に増加する一方で、高等教育には「質的な欠陥」¹³⁾が存在していたため、何らかの支援が必要であるとした。そして、州政府などの地方政府や個人からの援助には限度があることから、連邦政府からの援助がもっとも確実であると述べ、連邦政府の関与を肯定した。もっとも、クラーク・カーは、連邦政府がすべての問題に対応する必要はなく、「底辺と頂点」¹⁴⁾の問題に対応すべきであるとしたのである。ここでいう「底辺」の問題とは、「学校からの『落伍者』と雇用労働者からの非熟練工の『落伍者』」を、「頂点」の問題とは、「国家が多くの分野でより多くの研究活動と、高度の技術をもつより多くの人間、とくに技術者、自然科学者、数学者および医師を必要としているということ」¹⁵⁾を、それぞれ指す。

これらを踏まえ、クラーク・カーは教育に関する提案の一つに「全米大学教育財団」の創設を挙げている。この財団については、全米科学財団(National Science Foundation)をモデルとして創設されるべきであるとし、全米科学財団が対象外とする分野、例えば、創造的芸術や国際研究、環境計画といった分野を対象として援助すべきであると提言した¹⁶⁾。また、「その地方の他の大学やカレッジの図書館でも利用しうる合同書籍目録を備えた大規模な地方図書館の設立」¹⁷⁾に対する援助も挙げている。

2.2 カーネギー高等教育委員会を通じての全米高等教育開発財団の提言

『大学の効用』において上述のような提言を行った後、クラーク・カーはカーネギー高等教育委員会(Carnegie Commission on Higher Education)の委員長も務めることとなり、1972年教育改正法の成立に大きな影響を及ぼした『質と平等』をとりまとめて1968年に発表した。以下では、同書を分析していくこととする。

まず、連邦政府と高等教育との関係については、多様な学生集団の高等教育へのアクセスを保証する上で、連邦政府の高等教育への援助が重要であるとの前提に立っている。その上で、援助に際しては、次のような事項に即してなされるべきであるとした¹⁸⁾。

- 1) 連邦政府は、州政府や民間団体の援助を連邦政府のそれに置き換えるのではなく、可能な程度に州政府や民間団体の援助を牽引する。
- 2) 援助を再度実施するかどうかを決定するために、柔軟で定期的な再評価を行う。
- 3) 公私立機関の双方を援助する。ただし、私立については無宗派の目的に限って援助する。
- 4) 教育機会の平等性を改善する。
- 5) 学生による機関と専門分野の自由な選択を通じて、市場原理を利用する。

- 6) 機関の自律性を維持する。
- 7) 多様性を奨励する。
- 8) 刷新のための動機づけを与える。
- 9) 学習に関して顕著な取り組みを行っている機関に対する特別賞与を維持する。
- 10) 大学院の奨学金 (graduate fellowship) や機関の提案した多様な特別プログラムにおける全米的競争を通じて、学問的な質の支援における競争原理を活用する。

これらの事項のもと、連邦政府によるさまざまな財政援助が提案されている。その1つに、「全米大学教育財団」の修正版ともいえる全米高等教育開発財団が挙げられている。全米高等教育開発財団創設が提言された背景には、195,60年代にわたり、研究や大学院教育の領域においては連邦政府からの支援が強化されてきたのに比して、学士課程教育段階のカリキュラム開発や教授技術、新しい分野の教育プログラムなどといった領域に対する支援は十分になされていないとの問題意識がクラーク・カーを委員長とするカーネギー高等教育委員会側にあった¹⁹⁾。そこで、これらの領域に対して財政援助を実施することで、連邦政府が大きな役割を果たすことができるとされたのである。このような提言からは、『大学の効用』においてなされた「不均衡」から「均衡」へとという指摘とほぼ同様であることがうかがえよう。

さて、クラーク・カーは全米高等教育開発財団にいかなる役割を持たせようとしたのか。『質と平等』によれば、全米高等教育開発財団には、高等教育機関等によって開発されたプログラム、つまり、カリキュラムにおいて新たな方向性を提供するよう意図されたプログラム、財源不足のために十分に開発されてこなかった基本的な分野を強化するプログラム、教育過程や教授技術を改善するための開発的プログラムに関して奨励・助言・審査し、そして財政援助を行うことが想定されている²⁰⁾。ここでいう開発されたプログラムの例としては、学士課程教育の改善 (Improvement of undergraduate education)、初等中等教育へのサービス (Services to elementary and secondary education)、地域のリベラルアーツセンター (regional liberal arts centers)、新技術 (The new technology)、大都市認可活動 (Urban-grant activities) のように、具体的な分野等が挙げられている²¹⁾。これらのプログラムに対する援助期間は、開発に対する援助であることから、短期間とされている²²⁾。組織形態については、全米科学財団と同様のもの、つまり連邦政府からの独立性が高いものとされた²³⁾。

1970年になると、『質と平等』の修正版が出され、全米高等教育開発財団については、援助対象となるプログラムの例が変更されたり、効率的な中等後教育システムを創造する州や地方への財政援助が提案されるなど、若干の変化がみられるものの、1968年に発表された『質と平等』とほぼ同様の提言が繰り返しなされた²⁴⁾。

以上のように、クラーク・カーが中心となってとりまとめたカーネギー高等教育委員会による1968年および1970年の報告書は、連邦議会に提出される法案のモデルになっていくのである。

3. ダニエル・モイニハンの思想

3.1 貧困・都市問題の専門家としてのダニエル・モイニハン

『質と平等』が発表された翌1969年にリチャード・ニクソンがアメリカ大統領に就任すると、

1970年3月19日には連邦議会への高等教育に関するメッセージ（Special Message to the Congress on Higher Education）において、全米高等教育財団の創設などを提案した。これに続いて、全米高等教育財団を含む法案がホワイトハウス側から連邦議会に提出されることになる。この全米高等教育財団を構想した中心人物こそがダニエル・モイニハンであった。

ダニエル・モイニハンは、タフツ大学で博士号を取得し、ケネディ政権、ジョンソン政権下で貧困問題の解決に向けた政策策定に従事した後、ハーバード大学・マサチューセッツ工科大学共同都市問題研究センター（Harvard-MIT Joint Center for Urban Studies）に着任した。そしてニクソン政権誕生後は、大統領顧問として全米高等教育財団の創設を構想していくこととなる。モイニハンは上述のように貧困問題や都市問題などに関わってきたが、そこにFIPSEと関連する思想をわずかながら看取することができる。モイニハンは1969年秋に連邦政府の都市問題政策に関する論考を発表しているが、連邦政府の役割については、州や地方政府、民間団体に対する奨励・財政援助が必要であるとの前提に立った²⁵⁾。その上で、補助金の受領者に対し、プログラムの成果に応じて賞罰を与えるといった効率的なインセンティブ、すなわち競争原理を導入することによって、連邦政府の意図を達成することをめざしていた²⁶⁾。このように、財政援助に際しては、連邦政府の関与は必要との立場に立った上で、成果を出したプログラムへの財政援助を強化するという競争原理を提唱していたのである。この点、クラーク・カーは成果を出したプログラムに援助するとは明確に述べていないものの、高等教育機関の提案した多様な特別プログラムにおける全米的競争を通じた市場原理の活用を提案していたことを想起するならば、連邦政府と各機関の関係において競争原理を活用するという点では、ダニエル・モイニハンとクラーク・カーの考え方には通底するものがあるといえよう。

3.2 ニクソン大統領の連邦議会向けメッセージにみるダニエル・モイニハンの思想

前述のような思想上の類似点があったためか、カーネギー高等教育委員会が1968年に『質と平等』を発表すると、モイニハンは、その提言内容を自らの構想に取り入れていくことになる²⁷⁾。そして1970年3月19日にニクソン大統領が連邦議会に向けて発したメッセージには、モイニハンが中心となって構想した全米高等教育財団の案も含まれていた。

まずはこのメッセージのうち、連邦政府と高等教育の関係について確認していく。ここでは、連邦政府が教育に関与することを前提とした上で、次のような留意点が示された²⁸⁾。

- 1) 平等な教育機会が、現在のアメリカのあらゆる若者にとって開かれたものとならなければならない。
- 2) 高等教育機関の自律性（autonomy）と学問の自由が連邦政府の支援によって強化されなければならない。また、これらが連邦政府によって脅かされることがあってはならない。
- 3) 学生援助は当該学生にもっとも良く適した方法で実施されるべきである。従って、高等教育機関を学生のニーズにより応答的にさせる必要がある。
- 4) 連邦政府の支援は、他の全ての支援から追加的・継続的な支援へと取って代わるのではなく、むしろ補足的であるべきである。
- 5) 多様性が、高等教育機関間と各高等教育機関内部の双方で奨励されなければならない。
- 6) 高等教育機関の組織、マネジメント、ガバナンス、教育そして専門的プログラムにおける基本的な改革は長期に渡って必要とされる。

これらのうち、1)、4)、5)はクラーク・カーも同様に指摘していたことである。2)と6)については、クラーク・カーは特段の言及をしておらず、とりわけ2)については、ダニエル・モイニハンが新たに付け加えたものであったという²⁹⁾。このように、連邦政府と高等教育の関係をめぐっては、若干の相違点はあるものの、基本的にダニエル・モイニハンがクラーク・カーの思想を継承していたとみてよい。

次に、全米高等教育財団の理念をみていこう。ここでは、優秀性 (excellence)、刷新 (innovation)、そして改革 (reform) を支援するために財政援助を行うことが謳われていたが³⁰⁾、優秀性はモイニハン独自の考えであった。優秀性が強調された背景としては、教育研究面での先導的機関 (leading institutions) によって築き上げられてきた優秀性の喪失こそが当時の財政的苦境によってもたらされた脅威であったと指摘されている³¹⁾。

このような理念を有する全米高等教育財団はいかなるプログラムを対象に補助金支給を行うのか。連邦議会に向けたメッセージにおいては、アメリカの高等教育において独特の価値ある役割を果たしている、もしくは特別な困難に直面しているカレッジや大学、または教育コースが挙げられており、教育プログラムのみならず、教育機関も挙げられている点は注目される³²⁾。教育プログラムについては、このほかに、低コストで高等教育機関等の維持管理が可能なプログラム、成人教育プログラム、キャリア教育に関するプログラム、高等教育経営における学生参加の開発プログラムも例示されている³³⁾。

補助金の支給方法については、教育機関やプログラムの質を基礎として配分されるべきとの見解が示されているが³⁴⁾、全ての教育機関やプログラムに傾斜配分等の形式で支給されるのか、それとも、採択された教育機関やプログラムのみを支給するという競争性の形式であるかについては明確に言及されているわけではなかった。

なお、全米高等教育財団の組織については、クラーク・カーは全米科学財団と同様であると簡潔に述べていたのに比して、ダニエル・モイニハンは、高等教育機関の自律性を尊重し、連邦政府からの高度な独立性を備えた委員会制度を具体的に提言している³⁵⁾。ニクソン大統領顧問として、教育政策の策定に多大な影響を及ぼしていたダニエル・モイニハンは、クラーク・カーによる高等教育開発財団の構想をモデルとして参照し、そこに高等教育機関の自律性や優秀性といった自身の見解も付加していった。しかし、結局は法制度として実現することはなく、モイニハンの思想の一部がフランク・ニューマンの構想へと引き継がれていくことになるのである³⁶⁾。

4. フランク・ニューマンの思想

4.1 フランク・ニューマンの高等教育観

フランク・ニューマンはブラウン大学を卒業後、働きながらコロンビア大学で経営学修士号を取得し、1955年にベックマン精密機械会社 (Beckman Instruments, Inc.) に転職する。1967年にはスタンフォード大学に転身すると同時に、同大学の大学と社会との連携事業のディレクター (Director of University Relations for Stanford University) に就任し、連邦政府や州政府、その他の組織との関係のマネジメントや公的・文化的行事の調整業務などを担当した。その後、フランク・ニューマンは、当時の保健教育福祉省長官であったロバート・フィンチ (Robert Finch) から高等教育に関する特別委員会の議長を務めてほしい旨の要請を受け³⁷⁾、同委員会での議論を

とりまとめた上で、1971年に『Report on Higher Education』を発表することになる。この『Report on Higher Education』以外に、FIPSE創設期に発表されたフランク・ニューマンの思想を示す文献資料として特筆すべきものは見あたらない。そこで以下においては、『Report on Higher Education』を手がかりとしながら、フランク・ニューマンの思想をみていくこととする。

フランク・ニューマンは、今後の高等教育に対して多様性と応答性を重視した³⁸⁾。多様性については、当時、高等教育への進学者が急増していた時期であったことから、マイノリティや女性などに対する教育機会の開放が含まれていた³⁹⁾。また、応答性については、例えば教育機会の開放のような社会のニーズに高等教育機関等が柔軟に対応することを意味している⁴⁰⁾。これらの点を重視したのは、当時の主要な研究の多くが高等教育機関のニーズによって記述されてきており、学生や社会のニーズという観点から記述されてこなかったこと、威信のある研究大学に注目が集まる一方で、選抜度の高くない大学等はほとんど関心の対象とならなかったという、フランク・ニューマンの問題意識が背景にあった⁴¹⁾。

4.2 「新たな教育事業」の提言

上述のような問題意識のもと、教育プログラム、フランク・ニューマンの言葉で言うところの「新たな教育事業」(New Educational Enterprise)⁴²⁾への財政援助案が提示されていくことになる。なお、『Report on Higher Education』の参考文献には、クラーク・カーによる1968年の報告書が掲載されていることから⁴³⁾、「新たな教育事業」の検討に際してクラーク・カーの案も参照されていたことがうかがえる。以下では、この事業の概要を検討していく。

フランク・ニューマンは、まずもって「新たな教育事業」が設立され、しかも持続し得るような環境を創造することが必要であるとしているが、環境創造の主体については、連邦政府のみならず、州政府や民間財団も挙げている⁴⁴⁾。では、連邦政府を含む多様な主体にはいかなる役割が期待されていたのであろうか。それは、クラーク・カーやフランク・ニューマンの場合と同様に、「新たな教育事業」が奨励されるような特定の財政援助プログラムを実施することである。また、実施に際しては、全ての申請に対してではなく、最良の申請に対して補助金支給がなされるべきであるとされた。

「新たな教育事業」の内容については、多様な形態が含まれるが、そこには(1)単一のミッションまたは、関連するミッションのセット、(2)従来とは異なる新たな教育の方式といった要素が含まれるとされた⁴⁵⁾。これらの形態はさらに、1)何がキャンパスを構成するかについての異なる概念、2)大学院以外の経歴を有する多様な大学教員、3)教育の合理的な部分としての経験の受容、といった事項を有するであろうことが指摘されている⁴⁶⁾。

以上のように、フランク・ニューマンは、連邦政府による高等教育への関与を前提とした上で、全ての機関に補助金を支給するのではなく、最良の申請を行った機関に対して支給すべきという、いわば競争的補助金の導入を、クラーク・カーやダニエル・モイニハンよりも明確に打ち出したのであった。ただ、支給対象となる「新たな教育事業」の内実については、具体例が示されたわけではなく、抽象的な表現にとどまっていることがうかがえた。

5. おわりに

本稿では、クラーク・カー、ダニエル・モイニハン、そしてフランク・ニューマンの思想を手がかりとしながら、FIPSEの思想的な基盤に関する検討を行ってきた。ここで明らかになったことは、次の4点にまとめられる。

第1に、教育プログラムへの財政援助という考え方は、全米科学財団をモデルとしつつ、クラーク・カーによって先駆的に提唱されたということである。クラーク・カー、ダニエル・モイニハン、そしてフランク・ニューマンは、いずれも連邦政府による高等教育への支援が必要であるとの認識を有していた。この前提に立った上で、クラーク・カーは全米科学財団をモデルとし、全米大学教育財団、および全米高等教育開発財団を提案したのであった。そして、これらの財団の基本的なコンセプトはダニエル・モイニハンとフランク・ニューマンに引き継がれ、FIPSEの創設へとつながっていったのである。

第2に、高等教育機関による教育プログラムの内容策定に際し、連邦政府が限定的裁量性を与えるというFIPSEの法制的特質の萌芽が3人の思想にみられたということである。連邦政府の一組織としてのFIPSEは、1972年改正法の目的規定および連邦規則の評価基準という一定の枠組みに即している教育プログラムに対して補助金を支給する役割を担っている⁴⁷⁾。この点に関わって、クラーク・カーとダニエル・モイニハンは、補助金支給の目的や対象について、具体例にまで踏み込んで提言していた。もっとも、フランク・ニューマンの場合、補助金支給の対象については言及していたけれども、明確に設定していたわけではなかった。このように、3人に程度の違いはあるものの、補助金支給の目的や対象を一定程度設定していたことは共通していた。むしろ、そこでの提言内容が1972年教育改正法等に規定されているそれとは異なっているのはいうまでもないが、連邦政府の定める目的や対象に即した教育プログラムに補助金を支給するという考え方の萌芽は示されていたといえよう。

第3に、競争的補助金というFIPSEの法制的特質を明確に打ち出したのはフランク・ニューマンであったということである。フランク・ニューマンは、「新たな教育事業」の財政援助に際して、全ての申請ではなく、最良の申請に対して補助金支給を行うべきであると提言し、補助金支給において競争性の導入を明確に謳ったのであった。一方、クラーク・カーは、連邦政府による高等教育全般への支援において、学問的な質の支援における競争原理を主張するにとどまり、全米大学教育財団および全米高等教育開発財団に競争原理を導入すべきであるとまでは明言しなかった。ただ、このことを以てクラーク・カーがFIPSEにおける競争性を考慮していなかったと判断するのは適切ではない。そもそも全米科学財団が全ての研究計画ではなく、優れた研究計画に対してのみ補助金支給を行う組織である以上、競争性は内包されているからである。そういった意味で、クラーク・カーにとって、競争性は所与の前提とされていたと解するのが妥当であろう。

第4に、連邦政府と州政府との政府間関係についてはほとんど言及されていなかったということである。周知の通り、連邦制を採っているアメリカでは、教育に関する第一義的な権限が州政府に存している。FIPSEの場合、連邦政府が高等教育機関等の策定する教育プログラムに直接補助金を支給しているため、政府間関係をどのように構想するかは重要な検討課題とされてもよかつたはずである。しかし、本稿で取り上げた文献においては、クラーク・カー、ダニエル・モイニハン、フランク・ニューマンのいずれも教育プログラムへの財政援助における政府間関係の問題

を特段取り上げてはいなかった。

最後に、本稿に残された課題は次の通りである。

まず、FIPSE の創設に際して、政府間関係という論点がどこで、どのように議論されたのかを明らかにすることである。上述の通り、連邦政府による財政援助のありようを考える際、政府間関係は重要な論点として位置づけられる。FIPSE を制度化するにあたり、政府間関係がどこで、どのように議論されていたのかを検討することは、創設期の FIPSE をより深く理解する上で重要な課題となる。

次に、フランク・ニューマンに対して特別委員会の委員長就任の要請がなされた経緯を検討することである。フランク・ニューマンは、委員長に就任するまで、大学での勤務年数が5年にも満たないキャリアしか有していなかった。そのフランク・ニューマンに、なぜ保健教育福祉省長官のロバート・フィンチが特別委員会の委員長就任を要請したのかを検討することによって、連邦政府が当事の高等教育をどのように改善していこうとしていたのかが明らかになると考える。

そして、中等後教育 (postsecondary education) という語句がどのような経緯で用いられるようになったのかを明らかにすることである。そもそも、FIPSE は中等後教育における教育機会の改善をねらいとしていた。これに関して、クラーク・カーとダニエル・モイニハンは高等教育 (higher education) という語句を用いていた。また、フランク・ニューマンは、『Report on Higher Education』において、「新たな事業」の実施主体に対して機関 (institution) という語句を用い、中等後教育という文言には言及していなかった。このように、FIPSE の創設に影響を及ぼした3人はいずれも中等後教育という語句を用いていなかったのである。そこで、高等教育という文言がどこで、どのように中等後教育へと変容していったのかを検討することで、教育プログラムを実施する機関をどのようなものとして位置づけようとしていたのかが明らかになると考える。

【註】

- 1) United States Congress, *Statutes At Large*, 92nd Congress, 2nd session, vol.86 part1, 1973, pp.327-328.
- 2) Virginia Smith, John Immerwahr, Charles Bunting, Lynn DeMeester, Russel Garth, Richard Hendrix, David Justice, Ray Lewis, Grady McGonagill, and Carol Stoel, *Fund for the Improvement of Postsecondary Education: The Early Years*, National Center for Public Policy and Higher Education, 2002, p.41.
- 3) 吉田武大：「アメリカ連邦政府における創設期中等後教育改善基金の法制的特質－1972年教育改正法と連邦規則集を手がかりとして－」、『関西国際大学紀要』, 第12号, 2011年, 75-87頁.
- 4) Charles I. Bunting, *The Process of Program Initiation at the Federal Level: Papers on the National Foundation for Postsecondary Education*, Harvard University, 1973, pp.16-65.
- 5) Lawrence E. Gladioux, and Thomas R. Wolanin, *Congress and the Colleges: The National Politics of Higher Education*, Lexington Books, 1976, p.226.
- 6) Chester E. Finn Jr, *Education and the Presidency*, Lexington Books, 1977.
- 7) Jan Shefter, Diane Pelavin, and Martin Orland, *History and Development of the Fund for the Improvement of Postsecondary Education*, 1980, pp.1-12.
- 8) Virginia Smith, John Immerwahr, Charles Bunting, Lynn DeMeester, Russel Garth, Richard Hendrix, David Justice, Ray Lewis, Grady McGonagill, and Carol Stoel, *op. cit.*.
- 9) 吉田武大：「連邦政府における中等後教育改善基金の創設過程－組織形態と権限に焦点を当てて－」、『ア

- メリカ教育学会紀要』, 第20号, 2009年, 3-17頁.
- 10) クラーク・カー著, 茅誠司監訳:『大学の効用』, 東京大学出版会, 1966年, 3頁.
 - 11) 同上, 66頁.
 - 12) 同上, 84頁.
 - 13) 同上, 91頁.
 - 14) 同上, 90頁.
 - 15) 同上, 91頁.
 - 16) 同上, 97頁.
 - 17) 同上.
 - 18) Carnegie Commission on Higher Education., *Quality and Equality; new levels of federal responsibility for higher education*, McGraw-Hill Company, 1968, p.15.
 - 19) *Ibid.*, p.43.
 - 20) *Ibid.*
 - 21) *Ibid.*, pp.44-45. なお, 1970年にカーネギー高等教育委員会から出された68年報告書の修正版では, 連邦政府による支援の対象として, (1) 学士課程教育の改善, 初等中等教育機関のニーズに応えることをねらいとしたカレッジや大学の活動に関する開発と評価, (2) 学士課程教育の質, 範囲そして多様性の拡大, 管理・教育職員の経済的・効率的な活用の促進, 図書館やコンピュータ施設の共有をねらいとして, 複数のカレッジによって設立された地域のリベラルアーツセンター計画に関する支援, (3) 現代テクノロジー全般の効果的な活用, (4) 都市部の問題解決をねらいとした新しいカリキュラムのプログラムや新しい公共サービスの概念の開発が例示されている。(Carnegie Commission on Higher Education., *Quality and Equality; Revised Recommendation new levels of federal responsibility for higher education*, 1970, p.27.)
 - 22) Carnegie Commission on Higher Education, *op. cit.*, 1968, p.44 .
 - 23) *Ibid.*, pp.43-44 .
 - 24) Carnegie Commission on Higher Education, *op. cit.*, 1970, pp.27-28 .
 - 25) Daniel Moynihan, *Toward a National Urban Policy*, edited by Daniel Moynihan, in *Toward a National Urban Policy*, 1970, pp.18-19.
 - 26) *Ibid.*, p.19.
 - 27) 1970年3月に実施されたニクソン大統領による連邦議会へのメッセージの作成に際して, 当時, ハーバード大学教育学大学院で大学院生であった傍ら連邦政府でモイニハンの部下として勤務していたフィンによれば, モイニハンは「我々は, カーネギー高等教育委員会によって提案されたものと類似した全米高等教育財団を提言すべきである」とのメモ書きを残していたという。ここからも, モイニハンがカーネギー高等教育委員会の提案を参照していたことがうかがえる。(Chester E. Finn, Jr., *The National Foundation for Higher Education: Death of an Idea*, in *Change*, vol.4 no.2, 1972.3, p.26.)
 - 28) Richard Nixon, *A new road for America*, Doubleday & Company Inc., 1972, p.216.
 - 29) Chester E. Finn, Jr., *op. cit.*, 1972.3, p.26.
 - 30) Richard Nixon, *op. cit.*, p.214. これらの理念のうち, 優秀性については, フランク・ニューマンの特別委員会にいた人物が保健教育福祉省のメンバーに加入し, ダニエル・モイニハンの関連法案を修正した際には削除されていた。
 - 31) *Ibid.*, p.220. なお, この優秀性をめぐっては, 威信の高い研究大学における学術的な優秀性に対する脅威がモイニハンの大きな関心事の一つであったという。(Chester E. Finn, Jr., *op. cit.*, 1977, p.50.)
 - 32) Richard Nixon, *op. cit.*, p.221.
 - 33) *Ibid.*
 - 34) *Ibid.*
 - 35) 詳細は, 吉田武大, 前掲書, 2009年, 9頁. を参照。
 - 36) 詳細は, 同上書を参照。
 - 37) ロードアイランド大学のホームページ:
http://www.uri.edu/library/special_collections/exhibits/newman/newman_memoriam.htm (アク

セス日：2011年11月4日)

- 38) Frank Newman, *Report on Higher Education*, U.S. Government Printing Office, 1971, p.vii.
- 39) *Ibid.*, pp.vii-viii.
- 40) *Ibid.*, p.vii. ここでは、フランク・ニューマンの民間企業での十数年に及ぶ勤務歴が応答性への言及に
少くない影響を及ぼしたであろうことが推察される。
- 41) *Ibid.*, p.vii.
- 42) *Ibid.*, p.65.
- 43) *Ibid.*, p.104.
- 44) *Ibid.*, p.64.
- 45) *Ibid.*
- 46) *Ibid.*
- 47) 吉田武大, 前掲書, 2011年, 84頁.

<付記>

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究（B））「アメリカ連邦政府における中等後教育改善基金の成立過程に関する研究」（研究代表者：吉田武大，課題番号：23730776，平成23～24年度）の成果の一部である。